

## 【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2019年7月12日
【四半期会計期間】	第59期第1四半期（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
【会社名】	株式会社アークス
【英訳名】	ARCS COMPANY,LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 横山 清
【本店の所在の場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【最寄りの連絡場所】	北海道札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号
【電話番号】	011(530)1000（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役専務執行役員 管理部門・コーポレート部門管掌 古川 公一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 証券会員制法人札幌証券取引所 （北海道札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第58期 第1四半期連結 累計期間	第59期 第1四半期連結 累計期間	第58期
会計期間	自2018年3月1日 至2018年5月31日	自2019年3月1日 至2019年5月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
売上高 (百万円)	125,887	125,971	512,246
経常利益 (百万円)	3,613	2,952	16,405
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	2,365	1,889	10,168
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	2,343	1,438	10,354
純資産額 (百万円)	134,408	144,158	147,529
総資産額 (百万円)	216,896	228,242	226,699
1株当たり四半期(当期)純利 益金額 (円)	43.03	33.17	183.90
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	61.9	63.1	65.0
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	9,296	9,264	16,186
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,538	2,558	18,033
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	1,500	5,414	5,796
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	44,342	44,324	43,033

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても異動はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において判断したものであります。

なお、「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、財政状態の状況については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値で前連結会計年度との比較・分析を行っております。

#### (1) 経営成績の状況

当第1四半期連結累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日）におけるわが国経済は、平成から令和への新しい時代を迎えて消費の盛り上がりも期待されましたが、年明け以降に顕在化した景況感の悪化に加えて、米中二国間の貿易摩擦や中国経済減速の影響もあり、先行きが不透明な状況が続いてまいりました。

当社グループの主力事業である食品小売業界におきましても、人件費の上昇による販管費の増加に加えて、2019年10月に予定される消費増税により更なる消費減速が懸念されるなど、厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中、当社は「Try, One Trillion（1兆円企業を目指し）地方同盟の資源叡智を結集し デジタル革命をこえ 人心時代を築く」を年頭方針として掲げ、地域シェアの拡大と企業価値の向上に努めてまいりました。2018年12月25日に当社、株式会社パローホールディングス及び株式会社リテールパートナーズの3社間で結成した「新日本スーパーマーケット同盟」につきましても、2019年1月以降、新日本スーパーマーケット同盟・提携推進委員会をスタートさせ、3社の経営資源や経営ノウハウを有効活用して提携メリットを創出するための協議を開始いたしました。現在、商品分科会、運営分科会、間接部門分科会、次世代領域開発分科会において、具体的な項目を設定して効果創出に向けた取り組みを推進しております。

また2019年5月16日には、東北地区におけるアークスグループの店舗網の更なる強化・拡大を図り、地域のライフラインとして豊かな暮らしに貢献することを目的として、宮城県において9店舗を展開している株式会社伊藤チェーンと株式交換による経営統合に向けた基本合意書を締結いたしました。

当社グループの更なる飛躍の起爆剤とすべく進めてきた「システム統合基盤構築プロジェクト」につきましても、より確実なシステム品質を実現するためシステムベンダーと当社間の協議調整を重ねてきた結果、稼働日を2019年10月1日と定め、本格稼働に向けた準備を進めております。並行して消費増税及び軽減税率に対応するシステム設計につきましても、同じく10月1日に新基幹システムでの運用を開始すべく対応を進めております。

営業面では、グループシナジーを追求する取り組みである商流改革、及び商品調達プロジェクトにつきましても、前期より取り組んできたグループの規模を活かした企画の更なる充実を図っております。店舗運営情報共有会につきましても、2019年4月に株式会社パローホールディングス、株式会社リテールパートナーズの初参画も得て利益率向上につながる情報共有を実施しており、参加各社の知見を有効活用して企業価値向上に資する取り組みを推進しております。

アークスRARAカードにつきましても、プリペイドカード入会キャンペーンなどを従来に増して強化実施し、当第1四半期連結会計期間末の総会員数は、前年同期末より約6万人増の296万人となりました。

店舗展開におきましても、新規出店として2019年3月に「ビッグハウスししおり店」（運営会社(株)ベルジョイス）を開店した他、2019年4月には「ビッグハウス釧路店」を「スーパーアークス鳥取大通店」（運営会社(株)福原）として建替新築オープンいたしました。加えて、(株)ラルズ2店舗、(株)ユニバース1店舗、(株)ベルジョイス1店舗の計4店舗の改装を実施いたしました。その結果、当第1四半期連結会計期間末における当社グループの総店舗数は335店舗となりました。

また社会での働き方が多様化する中で、働きがいの向上と当社グループの持続的な成長を目的としたダイバーシティを推進するプロジェクトの発足を念頭にメンバーを募り、現状課題の洗い出しなどの活動を開始いたしました。

このような状況の中で、当第1四半期連結累計期間の業績は、売上高1,259億71百万円（対前年同期比0.1%増）と増収を確保できましたが、配達運送費や人件費などの販管費の増加などもあり、営業利益は25億24百万円（対前年同期比21.6%減）、経常利益は29億52百万円（対前年同期比18.3%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は18億89百万円（対前年同期比20.1%減）となりました。

## (2) 財政状態の状況

### (資産)

当第1四半期連結会計期間末の資産合計は、前連結会計年度末と比較して、15億43百万円増加し、2,282億42百万円となりました。この主な要因は、現金及び預金が13億41百万円、建物及び構築物が13億12百万円、並びにソフトウェア仮勘定が8億52百万円増加した一方で、未収入金が18億16百万円減少したことなどによるものです。

### (負債)

当第1四半期連結会計期間末の負債合計は、前連結会計年度末と比較して、49億15百万円増加し、840億84百万円となりました。この主な要因は、買掛金が39億8百万円、賞与引当金が15億9百万円増加したことなどによるものです。

### (純資産)

当第1四半期連結会計期間末の純資産合計は、前連結会計年度末と比較して、33億71百万円減少し、1,441億58百万円となりました。この主な要因は、自己株式が33億7百万円増加したことなどによるものです。

この結果、当第1四半期連結会計期間末の自己資本比率は、前連結会計年度末より1.9ポイント低下し63.1%となりました。

## (3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物(以下、「資金」という。)の残高は、前連結会計年度末と比較し12億91百万円増加し443億24百万円(対前年同期末比17百万円の減少)となりました。

当第1四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は以下のとおりであります。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、92億64百万円(対前年同期比31百万円の収入減少)となりました。これは主に、税金等調整前四半期純利益29億1百万円、減価償却費15億8百万円、賞与引当金の増加額15億9百万円、及び仕入債務の増加額39億8百万円などによるものです。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、25億58百万円(対前年同期比20百万円の支出増加)となりました。これは主に、店舗改装等に伴う有形固定資産の取得による支出18億7百万円、及びシステム関連投資に伴う無形固定資産の取得による支出8億60百万円などによるものです。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、54億14百万円(対前年同期比39億13百万円の支出増加)となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出4億93百万円、自己株式の取得による支出33億6百万円、及び配当金の支払額14億69百万円などによるものです。

## (4) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

## (5) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

### 基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付等及びこれに類似する行為があった場合においても、これを一概に否定するものではなく、大規模な買付行為や買付提案に応じるべきか否かの判断は、最終的には株主の皆様ご意思により判断されるべきであると考えております。

しかしながら、このような当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、その目的等から判断して企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を強要するおそれのあるもの、対象会社の取締役会や株主が買付条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないものなど、不適切なものも少なくありません。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、ならびに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係等を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主

共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模な買付等、又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大規模な買付等を意図する者が現れた場合は、当該買付者に買付の条件ならびに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

#### 不適切な支配の防止のための取組み

当社は、2008年3月17日開催の取締役会において、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を決議し、2017年5月23日開催の第56期定時株主総会において、継続することが承認されております。（以下「本プラン」といいます。）

その概要は以下のとおりです。

#### a. 当社株式の大規模買付行為等

本プランにおける当社株式の大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

#### b. 大規模買付ルールの概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始するというものです。

#### c. 大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示することにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置をとる場合、その判断について株主総会を開催し、株主の皆様のご意思を確認させていただく場合がございます。

#### d. 本プランの有効期間等

本プランの有効期限は、2020年5月31日までに開催予定の当社第59期定時株主総会終結の時までとなっております。

#### 本プランの合理性について

本プランは、買収防衛策に関する指針の要件を充足していること、株主意思を反映するものであること、独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと考えております。

なお、当社では取締役解任決議要件につきまして、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしております。

#### (6) 研究開発活動

該当事項はありません。

### 3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において行った経営上の重要な契約等の決定又は締結等は以下のとおりであります。

#### (経営統合に向けた基本合意書締結)

当社と株式会社伊藤チェーン(以下、「伊藤チェーン」という。)は、2019年5月16日開催のそれぞれの取締役会において、2019年9月1日(予定)を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、伊藤チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」という。)による経営統合(以下、「本経営統合」という。)を行うことを決議し、両社間で基本合意書(以下、「本基本合意書」という。)を締結いたしました。

#### 1. 本経営統合の相手会社の概要

名称	株式会社伊藤チェーン
所在地	宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀2番地1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 吉一
資本金	50百万円(2019年3月31日現在)
事業の内容	食品スーパーマーケット

伊藤チェーン(単体)の2019年3月期の決算数値は次のとおりであります。

純資産	518百万円
総資産	3,489百万円
売上高	12,291百万円
経常利益	193百万円
当期純利益	139百万円

#### 2. 本経営統合の目的

当社は、2002年11月の発足以来、北海道・東北地域においてスーパーマーケット事業子会社8社を中心に食品流通企業グループを形成し、地域のライフラインとして豊かな暮らしに貢献するという共通の理念を掲げ、どこに事業を展開してまいりました。また、グループの一体運営をはかることで個々の構成企業がグループシナジーを享受すると同時に、事業子会社各社に適切な範囲で権限を委譲することを通じて、お客様との距離を短く保つ「ハケ岳連峰経営」をグループ運営の基本に掲げ、企業価値の向上を図ってまいりました。

経営環境が激変していくなか、今後も地域・業態を超えた競争に生き残っていくためには、これまでの枠組みにとらわれず他社との提携も含め、競争に負けない強力な結集軸を創り上げていく必要があるとの課題認識を持つに至り、2018年12月25日付で株式会社パローホールディングス、株式会社リテールパートナーズの3社間で「新日本スーパーマーケット同盟」と銘打つ戦略的な資本業務提携を行うことを目的として資本業務提携契約を締結いたしました。

一方、伊藤チェーンは、1958年8月の創業(1974年4月設立)以来、永年に亘り宮城県仙南地方を中心に地域に密着した食品スーパーマーケット事業に関して、子会社である株式会社マルコの1店舗とあわせ合計9店舗を展開し、同地区におけるお客さまの強固な支持基盤を築いてまいりました。しかし、地方都市の人口減少や、業態の垣根を超えた競争の激化など激しさの増す経営環境を鑑み、アークスグループの持つ商品調達力、店舗運営力、情報システムなどのインフラを最大限に活用することで、経営の更なる効率化を図り、地域のお客さまの満足をより一層向上させ、伊藤チェーンが持つ営業基盤と企業体質を更に強化していくことが最善の選択であるとの判断に至りました。

当社におきましても、地域企業同士が大手企業に対抗していくための受け皿会社として企業と企業を結ぶ懸け橋になりたいという強い思いで事業を展開しており、本経営統合を通じて東北地区におけるアークスグループの店舗網の更なる強化・拡大を図ることが、当社のコーポレートステートメントである「豊かな大地に輝く懸け橋」に資するものと考え、本基本合意書の締結に至ったものであります。

### 3. 本経営統合の要旨

#### 本経営統合の日程

本基本合意書締結の取締役会決議日（両社）	2019年5月16日
本基本合意書締結日（両社間）	2019年5月16日
本株式交換契約締結日（両社間）	2019年7月5日
本株式交換承認株主総会決議日（伊藤チェーン）	2019年7月5日
本株式交換の効力発生日	2019年9月1日（予定）

（注1）当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について株主総会における承認を受けずに行います。

（注2）本経営統合の手続の進行上の必要性その他の理由により必要な理由な場合には、当社及び伊藤チェーンは協議し合意の上、上記日程を変更する場合があります。

#### 本経営統合の方式

本経営統合は、当社を株式交換完全親会社、伊藤チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換により行います。

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について株主総会における承認を受けずに、伊藤チェーンにおいては、2019年7月5日付の臨時株主総会（書面決議）により、本株式交換契約について承認を受けており、2019年9月1日を効力発生日として行う予定であります。

#### 本株式交換による割当ての内容

本株式交換に際して、当社は伊藤チェーンの株主に対して当社の普通株式を交付する予定です。株式交換比率は、第三者評価機関による算定結果等を踏まえ、両社で協議の上、本株式交換契約において決定しております。

#### （株式交換契約の締結）

当社と株式会社伊藤チェーン（以下、「伊藤チェーン」といいます。）は、2019年7月5日に開催された両社の取締役会において、2019年9月1日（予定）を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、伊藤チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約を締結いたしました。

詳細は、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（重要な後発事象）」に記載のとおりです。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2019年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2019年7月12日)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	57,649,868	57,649,868	東京証券取引所市場第一部 札幌証券取引所	単元株式数 100株
計	57,649,868	57,649,868	-	-

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額(百万円)	資本準備金残 高(百万円)
2019年3月1日～ 2019年5月31日	-	57,649,868	-	21,205	-	33,944

##### (5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2019年2月28日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 400 (相互保有株式) 普通株式 3,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 57,504,500	575,045	-
単元未満株式	普通株式 141,168	-	-
発行済株式総数	57,649,868	-	-
総株主の議決権	-	575,045	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数59個を含めております。

【自己株式等】

2019年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株)アークス	札幌市中央区南十三条 西十一丁目2-32	400	-	400	0.00
(相互保有株式) 株)北海道シジシー	札幌市豊平区平岸三条 七丁目9-6	3,800	-	3,800	0.01
計	-	4,200	-	4,200	0.01

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、1,400,500株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、四半期連結財務諸表規則第5条の2第2項により、四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	43,079	44,420
売掛金	3,018	3,807
たな卸資産	14,661	14,776
未収入金	4,949	3,133
その他	2,418	2,301
貸倒引当金	62	61
流動資産合計	68,065	68,378
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	40,570	41,882
土地	67,912	67,905
リース資産(純額)	4,960	4,816
その他(純額)	5,389	5,028
有形固定資産合計	118,833	119,632
無形固定資産		
のれん	11	-
ソフトウェア	1,213	1,128
ソフトウェア仮勘定	9,779	10,632
その他	351	348
無形固定資産合計	11,357	12,110
投資その他の資産		
投資有価証券	10,304	9,824
敷金及び保証金	11,274	11,476
繰延税金資産	5,751	5,754
その他	1,326	1,279
貸倒引当金	214	212
投資その他の資産合計	28,442	28,122
固定資産合計	158,633	159,864
資産合計	226,699	228,242

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2019年2月28日)	当第1四半期連結会計期間 (2019年5月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	26,653	30,561
短期借入金	6,230	7,424
リース債務	1,338	1,320
未払金	5,978	6,310
未払費用	2,567	2,906
未払法人税等	2,777	1,238
未払消費税等	1,152	1,429
賞与引当金	2,363	3,873
ポイント引当金	3,385	3,407
その他	1,562	2,234
流動負債合計	54,009	60,707
固定負債		
長期借入金	6,788	5,300
リース債務	4,903	4,732
退職給付に係る負債	4,243	4,058
役員退職慰労引当金	1,164	1,064
長期預り保証金	4,606	4,601
資産除去債務	3,245	3,416
その他	207	202
固定負債合計	25,159	23,377
負債合計	79,169	84,084
純資産の部		
株主資本		
資本金	21,205	21,205
資本剰余金	25,054	25,054
利益剰余金	101,424	101,815
自己株式	1	3,308
株主資本合計	147,682	144,766
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	524	45
退職給付に係る調整累計額	756	728
その他の包括利益累計額合計	231	682
非支配株主持分	79	75
純資産合計	147,529	144,158
負債純資産合計	226,699	228,242

## (2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

## 【四半期連結損益計算書】

## 【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
売上高	125,887	125,971
売上原価	94,614	94,839
売上総利益	31,272	31,132
販売費及び一般管理費		
宣伝装飾費	1,219	1,152
店舗賃借料	1,742	1,700
ポイント引当金繰入額	1,550	1,664
給料及び手当	10,898	11,149
賞与引当金繰入額	1,442	1,559
退職給付費用	276	233
水道光熱費	2,123	2,092
租税公課	686	671
減価償却費	1,488	1,507
その他	6,626	6,876
販売費及び一般管理費合計	28,053	28,608
営業利益	3,219	2,524
営業外収益		
受取利息	15	13
受取配当金	2	37
業務受託料	132	131
ポイント収入額	87	95
その他	202	195
営業外収益合計	440	474
営業外費用		
支払利息	39	37
その他	6	9
営業外費用合計	46	46
経常利益	3,613	2,952
特別利益		
固定資産売却益	-	0
その他	0	2
特別利益合計	0	2
特別損失		
固定資産除売却損	5	42
減損損失	9	-
その他	3	10
特別損失合計	18	52
税金等調整前四半期純利益	3,594	2,901
法人税等	1,229	1,012
四半期純利益	2,365	1,889
非支配株主に帰属する四半期純損失( )	0	0
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,365	1,889

【四半期連結包括利益計算書】  
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
四半期純利益	2,365	1,889
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	2	477
退職給付に係る調整額	23	27
持分法適用会社に対する持分相当額	0	0
その他の包括利益合計	21	451
四半期包括利益	2,343	1,438
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,344	1,438
非支配株主に係る四半期包括利益	0	0

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	3,594	2,901
減価償却費	1,489	1,508
減損損失	9	-
受取利息及び受取配当金	17	51
支払利息	39	37
賞与引当金の増減額(は減少)	1,372	1,509
ポイント引当金の増減額(は減少)	15	21
売上債権の増減額(は増加)	521	788
たな卸資産の増減額(は増加)	516	114
仕入債務の増減額(は減少)	3,411	3,908
未払消費税等の増減額(は減少)	470	277
その他	2,739	2,647
小計	12,087	11,858
利息及び配当金の受取額	23	58
利息の支払額	36	34
法人税等の支払額	2,777	2,617
営業活動によるキャッシュ・フロー	9,296	9,264
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	985	1,807
有形固定資産の売却による収入	0	38
無形固定資産の取得による支出	1,281	860
貸付けによる支出	270	-
差入保証金の差入による支出	76	18
差入保証金の回収による収入	192	110
預り保証金の返還による支出	72	65
預り保証金の受入による収入	11	94
定期預金の預入による支出	50	50
その他	6	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,538	2,558
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額(は減少)	100	200
長期借入れによる収入	600	-
長期借入金の返済による支出	308	493
自己株式の取得による支出	0	3,306
配当金の支払額	1,343	1,469
その他	349	344
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,500	5,414
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	5,257	1,291
現金及び現金同等物の期首残高	39,084	43,033
現金及び現金同等物の四半期末残高	44,342	44,324

【注記事項】

(四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

(税金費用の計算)

税金費用については、当第1四半期連結会計期間を含む連結会計年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(追加情報)

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
	(百万円)	(百万円)
現金及び預金	44,438	44,420
預入期間が3か月を超える定期預金	96	96
現金及び現金同等物	44,342	44,324

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 2018年3月1日 至 2018年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2018年5月24日 定時株主総会	普通株式	1,374	25	2018年2月28日	2018年5月25日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2019年5月23日 定時株主総会	普通株式	1,498	26	2019年2月28日	2019年5月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自2018年3月1日至2018年5月31日)

当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第1四半期連結累計期間(自2019年3月1日至2019年5月31日)

当社グループは、小売事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項 目	前第1四半期連結累計期間 (自2018年3月1日 至2018年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自2019年3月1日 至2019年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	43円03銭	33円17銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額 (百万円)	2,365	1,889
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純 利益金額(百万円)	2,365	1,889
普通株式の期中平均株式数(株)	54,978,271	56,962,854

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(株式交換契約締結)

当社と株式会社伊藤チェーン(以下、「伊藤チェーン」といいます。)は、2019年7月5日に開催された両社の取締役会において、2019年9月1日(予定)を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、伊藤チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換(以下、「本株式交換」といいます。)を行うことを決議し、同日付で両社間で株式交換契約(以下、「本株式交換契約」といいます。)を締結いたしました。

1. 本株式交換の目的

北海道及び東北地域を中心に食品スーパーマーケット事業を展開する当社と、宮城県仙南地区を中心に食品スーパーマーケット事業を展開する伊藤チェーンが、当社においては、アークスグループの東北地域における店舗網の更なる強化・拡大を図ることを、伊藤チェーンにおいては、アークスグループの持つ商品調達力、店舗運営力、情報システムなどのインフラを最大限に活用することで、経営の更なる効率化を図り、地域の顧客の満足をより一層向上させ、伊藤チェーンが持つ営業基盤と企業体質を更に強化することを、それぞれの目的としています。

2. 本株式交換の要旨

本株式交換の日程

本株式交換契約締結の取締役会決議日(両社)	2019年7月5日
本株式交換契約締結日(両社間)	2019年7月5日
本株式交換承認株主総会決議日(伊藤チェーン)	2019年7月5日
本株式交換の効力発生日	2019年9月1日(予定)

(注1)当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により、本株式交換契約について株主総会における承認を受けずに行います。

(注2)本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要となる場合には、当社及び伊藤チェーンは、協議し合意の上、上記日程を変更する場合があります。

#### 株式交換の方式

2019年7月5日付で締結した本株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、伊藤チェーンを株式交換完全子会社とする株式交換となります。

本株式交換は、当社においては、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易株式交換の手続により株主総会の承認を受けずに、伊藤チェーンにおいては、2019年7月5日付の臨時株主総会（書面決議）による承認を受けており、2019年9月1日を効力発生日として行う予定です。

#### 本株式交換に係る割当ての内容

	当社 (株式交換完全親会社)	伊藤チェーン (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る割当比率	1	3.82
本株式交換により交付する株式数	当社普通株式：382,000株（予定）	

（注1）本株式交換に係る割当比率：伊藤チェーンの普通株式1株に対して、当社の普通株式3.82株を割当て交付いたします。なお、本株式交換比率は、算定の基礎となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社間で協議の上、変更することがあります。

（注2）本株式交換により交付する株式数：本株式交換により交付する当社株式には、当社が保有する自己株式382,000株を充当する予定であり、新株式の発行は行わない予定です。

#### 3. 本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

上記2. 「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の割当比率については、当社及び伊藤チェーンから独立した第三者算定機関に株式交換比率の算定を依頼することとし、当社は第三者算定機関であるデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社に本株式交換に関する株式交換比率の算定を依頼いたしました。両社は、当該第三者算定機関から得た株式交換比率の算定結果を参考に、両社間で協議の上、株式交換比率を決定しております。

#### 4. 本株式交換後の株式交換完全子会社の概要

名称	株式会社伊藤チェーン
所在地	宮城県柴田郡柴田町大字槻木字焼檀2番地1
代表者の役職・氏名	代表取締役社長 伊藤 吉一
事業内容	食品スーパーマーケット
資本金	50百万円

## 2【その他】

該当事項はありません。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年7月12日

株式会社アークス

取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤原 明 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 新居 伸浩 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 萩原 靖之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アークスの2019年3月1日から2020年2月29日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期連結累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

#### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アークス及び連結子会社の2019年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。